

## 日本馬術連盟審判員規程

\*エンデュランス関連 修正箇所のみ抜粋\*

別表1 資格取得要件一覧

### 【エンデュランス】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認競技会2回以上の活動実績のある者で、研修会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、主催競技会の審判員
1	<del>2級審判員資格取得後、公認競技会3回以上の活動実績のある者で、研修会を受講し検定試験に合格した者</del> 2級審判員資格取得後、直近3年間に以下を満たした者で、研修会を受講し検定試験に合格した者 ・公認競技会3回以上の活動実績（審判員、スチュワード活動実績それぞれ1回を含む） ・エンデュランス審判研修会の受講実績2回以上	上記に加え、技術代表 公認競技会の審判長 主催競技会の審判長 チーフスチュワード
S	次のいずれかの要件を満たす者 ①FEI資格を取得した者 ②1級審判員資格取得後3年以上経過した者で、研修会を受講し検定試験に合格した者	制限なし

※ 活動実績カウント方法：審判員、スチュワード共に1大会を1回としてカウントする。

~~※ 令和8年度より、1級審判員資格の取得要件は、以下のとおりとする。~~

~~2級審判員資格取得後、直近3年間に以下を満たした者で、研修会を受講し検定試験に合格した者~~

~~→公認競技会3回以上の活動実績（審判、スチュワード活動実績それぞれ1回を含む）~~

~~→エンデュランス審判員研修会の受講実績を2回以上~~